人が輝く 講座・教室・催し

暮らし　健康・福祉　子ども　仕事・産業　税金・国保　文化・スポーツ　イベント　区政その他　ぽけっと（区主催以外）

内＝内容　種＝種別　対＝対象　定＝定員　費＝費用　持＝持ち物　申＝申込み　問＝問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
文化・スポーツ	**区民体育大会**			
	▶**区民ハイキング**	4月8日（日）午前7時半～ ＊歩程は約3時間	石垣山（神奈川県小田原市） ＊JR錦糸町駅北口に午前7時半集合　＊往復電車を利用	費500円（保険料込み）　＊交通費（3000円程度）は別途自己負担　持弁当、飲物、雨具兼防寒用の上着等　＊山歩きに適した靴で参加　申費用を持って直接、3月30日午後4時までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当（区役所11階）へ　問墨田区野外活動連盟　小林正克 ☎3622－4551
	▶**剣道大会**	4月22日（日）午前9時～午後6時	区総合体育館（錦糸4－15－1） 	種▶個人戦＝段級別の部　▶団体戦＝小学生・中学生の部　費1人200円　＊当日支払　申申込書を直接または郵送で4月3日（必着）までに墨田区剣道連盟事務局　加藤昭信（〒130－0024菊川1－17－2－608）☎3846－0973へ　＊申込書は申込先と、スポーツ振興課（区役所11階）で配布
	民踊連盟講習会	4月10日（火）、5月8日（火）午後6時半～8時	二葉小学校（石原2－1－5）	内「夢色音頭」、「TOKYOスカイツリーおどり」など　費無料　申当日直接会場へ　問墨田区民踊連盟　高橋 志津子☎3622－2816
	室内テニススクール	4月12日、5月10日、7月12日、10月25日、11月8日、平成25年2月7日いずれも木曜日▶第1部＝午後6時～7時20分　▶第2部＝午後7時20分～9時	区総合体育館（錦糸4－15－1）	種初心者、初級、中級、上級　対区内在住在勤在学の方　費各日各部1500円　＊第1部と第2部を通しての参加は2000円　＊第1部のみ、親子（親1人・子ども1人）での参加が可能で、その場合は親子で2500円　持テニスシューズ（室内用の運動靴）、硬式ラケット　申住所・氏名・年齢・電話番号・種別・希望の部を直接または電話、はがき、ファクス、Eメールで4月6日（必着）までに墨田区庭球協会事務局 相沢宗良（〒130－0013錦糸1－4－13）☎3622－7454・㊫3623－0574・✉sumida-tennis-ass@snow.ocn.ne.jpへ
	ちょっと楽しいスポーツ教室（各コース全20回）	▶外手小学校コース＝4月28日～平成25年2月23日の土曜日午後2時～4時　▶第四吾嬬小学校コース＝5月12日～25年3月9日の土曜日午後2時～4時　＊日程の詳細は申込先へ	▶外手小学校コース＝外手小学校（本所2－1－16）ほか ▶第四吾嬬小学校コース＝第四吾嬬小学校（京島3－64－9）ほか	内バドミントンやニュースポーツ（ミニテニス・ビーチボールバレー等）の紹介・体験　対区内在住在勤の成人　定各コース40人（抽選）　費各コース4200円（保険料込み）　＊4月8日（日）に各会場で抽選会（▶外手小学校＝午後2時～　▶第四吾嬬小学校＝午前10時～）を行い、受講決定者はその場で費用を支払　＊抽選会に参加できなかった受講決定者には、別途支払方法等を通知　申4月3日までに、スポーツ振興課スポーツ振興担当（区役所11階）☎5608－6312へ
イベント	**大江戸すみだ職人展「技市・楽za」"春はすみだの方角が「吉」"**	3月24日（土）～28日（水）午前10時～午後5時	すみだリバーサイドホール2階イベントホール（区役所に併設）	内▶すみだの職人による製作実演・作品展示　▶特別展「名誉区民押絵羽子板 西山鴻月展」　【入場料】無料　申期間中、直接会場へ　問文化振興課文化行事担当☎5608－6180
	墨田区吹奏楽団第32回定期演奏会	3月25日（日）午後2時～ ＊開場は午後1時半	曳舟文化センター（京島1－38－11）	【曲目】パガニーニの主題による変奏曲、丘の上のレイラ ほか　【入場料】無料　申当日直接会場へ　問家庭センター☎3625－5177
	墨堤さくらまつり 	桜の開花期間中　＊観光コーナーは3月31日～4月8日の毎週土・日曜日午前10時～午後4時のみ　＊イベントの開催日時は問合せ先へ ＊隅田公園内の提灯の点灯は、まつり開催期間中の日没～午後9時半	▶観光コーナー、向嶋芸妓茶屋＝桜橋デッキスクエア ▶模擬店、ござの無料貸出し＝墨堤遊歩道沿い　▶イベント＝桜橋上	内▶観光コーナー＝土産品の販売・福引　▶イベント＝太鼓演奏、かっぽれ踊り、ちんどん獅子舞、アラビアンダンス等　申期間中、直接会場へ　問墨田区観光協会☎5608－6951　＊都立東白鬚公園（堤通2－2－1）では、「さくら堤通り花まつり」を4月10日（火）まで開催
	伊豆高原荘「伊豆らんらん倶楽部バスツアー」	▶5月8日（火）～10日（木） ▶5月22日（火）～24日（木） ＊いずれも2泊3日	【宿泊先】伊豆高原荘　＊区役所玄関前に午前9時集合（錦糸公園前に午前9時20分集合でも可）	内「小室山公園」または「大室山さくらの里」でのつつじ鑑賞、「土肥金山」の見学等　定各先着40人　費各2万560円（区内在住在勤者は100円引き）　＊昼食代は別途自己負担　申3月21日午前9時から電話で伊豆高原荘☎0557－54－1108へ
ぽけっと	**「表示登記の日」無料相談**	4月2日（月）午前9時～午後4時	東京法務局墨田出張所（菊川1－17－13）	内土地・建物の調査や測量、境界問題、不動産の表示登記などに関する相談　申当日直接会場へ　問東京土地家屋調査士会墨田支部 ☎3611－1202
	不動産鑑定士による不動産の無料相談会	4月3日（火）午前10時～午後4時	アルカキット錦糸町前広場（JR錦糸町駅北口）	申当日直接会場へ　問（社）東京都不動産鑑定士協会☎3268－6001

いきいきすみだ 募集

暮らし　健康・福祉　子ども　仕事・産業　税金・国保　文化・スポーツ　イベント　区政その他

内＝内容　種＝種別　対＝対象　定＝定員　費＝費用　審＝審査方法　持＝持ち物　申＝申込み　問＝問合せ

区分	名称	内容・対象等	申込み・問合せ等
子ども	**ジュニアリーダー研修生の募集**	内小学生に指導するための、ゲーム・軽スポーツ・キャンプ等の実習など　【研修期間】4月～平成25年3月（毎月1回、土曜日または日曜日）　＊宿泊キャンプ（年3回程度）もあり　＊高校3年生までの間、1年を単位として継続受講可　【研修場所】区内外の教育施設（小・中学校、青少年施設）ほか　対区内在住の中学校1年生（24年4月1日現在）	定先着50人　費無料　＊保険料・宿泊費等は一部自己負担　申3月21日午前9時から申込書を直接または、ファクスで生涯学習課青少年担当（区役所11階）☎5608－6311・㊫5608－6411へ　＊受付は4月6日午後5時まで　＊申込書は生涯学習課で配布しているほか、区ホームページから出力可
仕事・産業	**「フロンティアすみだ塾」塾生の募集**	内中小企業の事業を継承し、次代を担う人材を育成するための講義（毎月）の受講や企業の視察・合宿等　【開催期間】5月～平成25年3月　【開催場所】区役所会議室ほか　対原則、区内中小企業の後継者・若手経営者で、おおむね45歳までの方　定10人程度（選考）　費10万円　＊企業の視察・合宿にかかる費用は別途自己負担　審書類選考	申申込書を直接または、ファクスで4月13日までに、すみだ次世代経営研究協議会事務局（区役所14階・産業経済課内）☎5608－6188・㊫5608－6934へ　＊申込書は、産業経済課、すみだ中小企業センター（文花1－19－1）で配布しているほか、区ホームページから出力可　問産業経済課産業振興担当☎5608－6188

☎＝電話　㊫＝ファクス　✉＝Eメール　＝ホームページアドレス

広告　初婚・再婚・中高年　婚活を応援致します。全国仲人連合会押上支部　☎03-3624-5909

人が輝く 講座・教室・催し

暮らし・健康・福祉・子ども・仕事・産業・税金・国保・文化・スポーツ・イベント・区政その他・ぽけっと(区主催以外)

内＝内容 種＝種別 対＝対象 定＝定員 費＝費用 持＝持ち物 申＝申込み 問＝問合せ

区分	名称	とき	ところ	対象・定員・費用・申込み・問合せ等
健康・福祉	**メタボ対策体操(全3回)**	4月6日・13日・20日いずれも金曜日午前10時～11時半	すみだ健康ハウス（東墨田1－2－6）	内エクササイズなど 対40歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定先着20人 費3000円(入館料込み) ＊各日での受講も可(1日1000円) 申事前に、すみだ健康ハウス☎3610－5711へ
	筋トレ・ストレッチ体操「筋力の衰えを少しでもストップ!!」(各コース全43回)	4月9日～平成25年3月25日の月曜日▶1コース＝午前9時半～10時半 ▶2コース＝午前11時～正午 ＊4月30日、12月24日、祝日、年末年始を除く	立花ゆうゆう館(立花6－8－1－102)	対区内在住在勤の60歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定各コース35人（抽選） 費無料 申3月26日までに立花ゆうゆう館☎3613－3911へ
	折り紙教室「季節の花を折りましょう！」(全3回)	4月9日・16日・23日いずれも月曜日午後1時半～3時半	すみだ福祉保健センター（向島3－36－7）	対区内在住で60歳以上の方 定20人（抽選） 費300円 申3月25日までに、すみだ福祉保健センター☎5608－3721へ
	初心者向け書道教室（全6回）	4月11日～5月16日の毎週水曜日午前10時～正午		対区内在住で60歳以上の方 定30人（抽選） 費無料 持すずり、墨汁、下敷き、文鎮、太筆（3号～5号）、細筆、筆記用具 申3月25日までに、すみだ福祉保健センター☎5608－3721へ
	介護予防のための「うんどう習慣日」	4月～平成25年2月の第3水曜日と、25年3月21日（木）の午後1時半～2時半 ＊25年1月16日を除く	若宮公園（本所2－2－19） ＊外手集会所（本所2－6－9)に午後1時半集合	内トレーナーの指導を受けながら、公園内の「うんどう遊具」を使って体を動かす 対区内在住の65歳以上で、医師から運動を制限されていない方 定各日先着30人 費無料 申事前に高齢者福祉課高齢者相談担当(区役所4階)☎5608－6178へ
	介護予防のための「高齢者体力測定会」(握力、開眼片足立ち、5m最大歩行速度など5種目)	4月27日（金）▶午前コース＝午前9時半～午後0時半 ▶午後コース＝午後1時半～4時半	すみだリバーサイドホール2階イベントホール（区役所に併設）	対区内在住の65歳以上で、1年以内に体力測定を受けていない方 定各コース60人（抽選） 費無料 持飲物、汗拭きタオル ＊当日は動きやすい服装で参加 申4月13日までに高齢者福祉課高齢者相談担当(区役所4階)☎5608－6178へ
	介護予防のための「高齢者筋力向上トレーニング教室」(各コース全12回)	▶火曜日コース＝5月8日～7月31日の火曜日（7月17日を除く） ▶金曜日コース＝5月11日～8月3日の金曜日(6月29日を除く） ＊いずれも午後1時～2時45分	区総合体育館（錦糸4－15－1）	内高齢者向けの機器を使った無理のない運動 対区内在住で65歳以上の初心者 ＊ほかにも要件あり（詳細は申込先へ） 定各コース10人(抽選後、当選者の中から選考） 費無料 ＊4月23日(月)午後2時～3時に現地で実施する説明会で、医師の診断書（費用は自己負担）または特定健康診査等受診結果票の提出が必要 申4月13日までに高齢者福祉課高齢者相談担当(区役所4階)☎5608－6178へ
子ども	**おはなしひろば**	3月24日（土）午前10時半～11時	八広図書館（八広5－10－1－104）	内おはなし、パネルシアターなど 対小学校低学年以下 費無料 申当日直接会場へ 問八広図書館☎3616－0846
	おもちゃの広場	3月27日(火)午前9時45分～正午	家庭センター（亀沢3－24－2）	内日本グッド・トイ委員会認定の「おもちゃコンサルタントマスター」によるおもちゃ選びのアドバイス 対区内在住の乳幼児とその保護者 費無料 申当日直接会場へ 問家庭センター☎3623－5043
	すみだ観光まちびらき「ぼくらの、わたしたちの東京スカイツリー®観察日記」	4月1日(日）～8日(日)午前8時半～午後5時	区役所1階アトリウム	内区内の小・中学生が撮影した東京スカイツリー定点観測写真の展示 【入場料】無料 申期間中、直接会場へ 問生涯学習課青少年担当☎5608－6311
	ジュニア育成春季ソフトテニス教室	4月8日～6月24日の▶小学生＝毎週日曜日午前9時～11時 ▶中学生＝毎週日曜日・祝日と、4月30日（月）の午前9時～正午	墨田五丁目テニスコート（墨田5－16－14）	対小学校4年生～中学生 費無料 持テニスシューズ（運動靴） ＊ラケットの無料貸出しあり 申住所・氏名・年齢・電話番号を電話または、はがき、ファクスで各開催日(必着)までに墨田区ソフトテニス連盟事務局 猪飼直茂（〒131－0041八広2－12－11）☎・☎3617－4123へ ＊当日会場でも申込可
文化・スポーツ	**史跡めぐり「すみだ花暦」**	4月6日（金）午前9時半～正午 ＊区役所1階アトリウムに午前9時20分集合	木母寺（堤通2－16－1)、向島百花園（東向島3－18－3)、長命寺（向島5－4－4）ほか ＊往復バスを使用	対区内在住在勤の方 定先着24人 費▶高校生以上＝150円 ▶65歳以上の方＝70円 ＊いずれも向島百花園の入園料（中学生以下は無料） 申3月22日午前8時半から電話で生涯学習課文化財担当☎5608－6310へ

人権・同和問題コラム 44

犯罪被害者とその家族の人権

近年、「相手は誰でもよかった」などという無差別な犯罪が報道されているのを耳にするようになりました。皆さんは、ある日突然、犯罪の被害に遭ったらどうしますか。

犯罪被害者とその家族は、生命を奪われる、けがを負わされる、財産を失うなどの直接的な被害を受けるだけでなく、事件後に生じる〝二次的被害〟といわれる様々な問題にも苦しめられます。具体的には、被害に遭ったことによる身体の不調、捜査・裁判に関わることによる精神的・時間的負担、周囲の心ないうわさや中傷、マスメディアによる無理解な対応や過剰な報道によるプライバシーの侵害などです。また、生計者を失うことで収入が少なくなり、生活が苦しくなった遺族もいます。

このような事態を受け、国の犯罪被害者支援に関する諸施策は、昭和55年5月の「犯罪被害者等給付金支給法」公布を皮切りに、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」が公布され、23年3月には「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されるなど、新たな段階に入りました。一方、内閣府が20年度に実施した「犯罪被害者等に関する国民意識調査」によると、国民のうち、「裁判員制度」の意味が分かる人は約8割であるのに対し、「犯罪被害者等基本法」や「被害者参加制度」の意味が分かる人は1割・2割しかおらず、犯罪被害者等の方々が置かれている状況について社会的関心は高くないという結果が出ています。

犯罪被害者やその家族は地域社会において、配慮され、支えられてこそ、再び平穏な生活を取り戻せるようになります。国・都・区・関係機関による各施策の推進とともに、皆さんが犯罪被害者やその家族の置かれている状況と気持ちを理解し、支援していくことが大切です。

[問合せ]人権同和・男女共同参画課人権同和担当☎5608－6322

犯罪被害者等支援シンボルマーク

☎＝電話 ☎＝ファクス ✉＝Eメール ＝ホームページアドレス